

年	月	日	事	項	序	名	本籍	現住所	氏名	年月生の
							出生地	旧氏名	藤永幸治	昭和五年七月一日生
二九	三		同大学大学院一年修了							
"	四	一	司法修習生を命ずる							
三一	四	五	司法修習生の修習終了							
"	七		検事二級（東京地方検察庁検事）に採用する							
三二	四	一	宇都宮地方検察庁検事に配置換する							
履歴書用紙 法務省										
年	月	日	事	項	序	名				
昭和三三	八	一〇	横浜地方検察庁検事に配置換する							
三五	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する							
三七	六	二七	アメリカ合衆国へ出張を命ずる							
○日までとする										
三八	一	二八	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する							
四〇	七	六	かねて法務事務官（法務省入国管理局付）に併任す る							
"	一	一五	法務事務官（法務省入国管理局付）の併任を解除す る							
"	一	一三	法務省刑務官（法務省刑務局付）に併任する							
四一	一	一一	法務省刑務局付に充てる							
四二	八	一五	法務事務官（法務省刑務局付）の併任を解除する							

藤永幸治

履歴書用紙					
年	月	日	事	項	務
昭和五三	九	七	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする 司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	法務省	法務省
五四	一	二	法制審議会幹事に併任する 司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	法務省	法務省
五五	二	一六	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする 昭和五四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	法務省	法務省
五六	六	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省	法務省
五七	一八	一八	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする 出張期間は昭和五四年七月八日から同月一七日までとする	法務省	法務省
五八	八	（期間は昭和五四年七月一七日までとする）	外務事務官（国際連合局）に併任する	外務省	外務省

五五	二	一五	昭和五五年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する	法務省
六	二	一六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
八	一一	一九	併任の期間は昭和五五年一一月三一日までとする	
九	一六	一九	ヴエネズエラ及びメキシコの両国へ出張を命ずる	
一六	一八	一九	出張期間は昭和五五年八月二三日から同年九月一〇日までとする	
一九	一九	一九	ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際連合犯罪防止會議日本政府代表代理を命ずる	
一九	一九	一九	東京地方検察廳檢事に配置換する	内閣
一九	一九	一九	東京地方檢察廳公安部長を命ずる	法務省
一九	一九	一九	検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	
一九	一九	一九	副檢事選考審査会予備委員の併任を解除する	
一九	一九	一九	ヴエネズエラ國カラカスにおいて開催の第六回国際	
五八	一一	二六	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
昭和五六	一二	一	聯合犯罪防止會議日本政府代表代理を免する	
昭和五六	一二	一	東京地方檢察廳特別搜查部長を命ずる	
五八	一一	二五	東京地方檢察廳公安部長を免する	内閣
五八	一一	二五	最高檢察廳檢事に配置換する	法務省
九	一〇	二〇	法制審議会少年法部会委員に併任する	
九	一〇	二〇	甲府地方檢察廳檢事正に配置換する	
九	一〇	二〇	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	
九	一〇	二五	最高檢察廳檢事に配置換する	
九	一〇	二五	法制審議会刑事法部会委員に併任する	
九	一〇	二五	東京高等檢察廳檢事に配置換する	
七	一一	一〇	東京高等檢察廳次席檢事を命ずる	
七	一一	一〇	かねて東京高等檢察廳總務部長を命ずる	

五	七	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省
"	"	東京高等検察庁総務部長を免する	"	"	"	"	"	"	"
六二	九	一〇 法制審議会刑事法部会委員に併任する	"	"	"	"	"	"	"
六三	四	一一〇 最高検察庁検事に配置換する	"	"	"	"	"	"	"
"	"	最高検察庁刑事部長を命ずる	"	"	"	"	"	"	"
五	一九	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"	"	"	"	"	"	"
"	"	併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする	"	"	"	"	"	"	"
"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免する	"	"	"	"	"	"	"
"	"	矯正保護審議会委員に併任する	"	"	"	"	"	"	"
平成	元	五一五 檢察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"	"	"	"	"	"	"
"	"	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする	"	"	"	"	"	"	"
"	"	選挙制度審議会幹事に任命する	"	"	"	"	"	"	"
"	"	検事長に任命する	"	"	"	"	"	"	"
履歴書用紙									
年	月	日	事 項	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣
平成	元	九	四	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣
"	"	"	一級に叙する	"	"	"	"	"	"
"	"	"	高松高等検察庁検事長に補する	"	"	"	"	"	"
"	"	"	検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	"	"	"	"	"	"
三	一二	一二	次長検事に任命する	"	"	"	"	"	"
"	"	"	一級に叙する	"	"	"	"	"	"
"	"	"	検察官特別考試審査会委員に併任する	"	"	"	"	"	"
"	"	"	副検事選考審査会委員に併任する	"	"	"	"	"	"
"	"	"	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	"	"	"	"	"	"
四	一	一〇	法制審議会委員に併任する	"	"	"	"	"	"
"	"	"	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	"	"	"	"	"	"